本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年一月十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　梅田邦夫

ベトナム社会主義共和国

計画投資大臣　グエン・チー・ズン閣下

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年一月十六日にハノイで

ベトナム社会主義共和国

計画投資大臣　グエン・チー・ズン

ベトナム社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　梅田邦夫閣下

○財務省告示第二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入数量
一		○トン
二		○トン
三		二○トン
四		二三、七二一トン
五		一、二五五トン
六		二五九トン
七		九トン
八		七・八トン
九		三五、一三七トン
一○		七、○八○トン
一一		一二、五七五トン
一二		五○、一五二トン
一三		四、○三七、六七八トン
一四		九一四、四○七トン
一四の二		四六五、二一九トン
一五		四四九トン
一六		四、○○一トン
一七		九二、四六八トン
一八		一二、六八四トン
一九		九一四トン
二○		五五五トン
二一		二○、三六七トン
二二		一八二トン
二三		四、六五七トン
二四		六三トン
二五		○トン
二六		三、七二三トン
二七		一二、一九一トン
二八		七トン
二九		二九四トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入数量
一三		四、○三七、六七八トン
一四		三○○、四八七トン

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量並びに各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十八万三千二百八十六トン

二　冷凍牛肉　二十二万三千四百九十トン

○厚生労働省告示第二十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。

平成二十九年一月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三百五十三トン

二　冷凍牛肉　九万七百八十七トン

○財務省告示第二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十八万二千三十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十八万二千七十トン

○財務省告示第二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万千二百九十一トン

二　冷凍牛肉　十二万九千六百四十六トン